

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年十二月五日奈良県指令建第一一〇一六六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年三月一日建第一〇〇九二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字平野一七九番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡平群町春日丘一丁目八一七 中山テラス一〇二

奥田賢太

一 許可番号

令和四年十月六日奈良県指令建第一一〇一六六号

令和四年十二月十二日奈良県指令建第一一〇一六六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年三月三日建第一〇〇九三号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年三月三日建第五八〇二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字慈恩寺八四七番四、八四七番八、八四七番九、八四八番一、八四八番四、八四八番五、八四八番六、八四八番七、八四八番八及び八四八番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字外山一八六番地の一

株式会社渋谷 代表取締役 渋谷守浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字慈恩寺八四七番四及び八四八番四

下水道 桜井市大字慈恩寺八四八番四の一部